

ちょっと気になるデータ解説

非正規労働者と労働組合

労働組合員の総数がこのところ減少もしくは横ばいの傾向にあるのに対し、労働組合員のうちパートタイム労働者の数は増加しており、その存在感は徐々に高まっている。

厚生労働省が昨年12月に公表した平成23年労働組合基礎調査結果によると、労働組合員数は996万1000人となり(1)、前年と比べて9万3000人減少した。これに対し、パートタイム労働者の労働組合員数は77万6000人と、前年に比べて5万人増加している(6.8%の増加)。過去5年間の両者の増減率をみると、パートタイムの労働組合員数の増加が目立っている(表)。

表 対前年増減率 (%)

区分	2006	07	08	09	10	11
労働組合員総数	-1.0	0.4	-0.1	0.1	-0.2	-0.9
パートタイム労働者の労働組合員数	32.4	14.2	4.7	13.7	3.7	6.8

資料出所：厚生労働省「平成23年労働組合基礎調査」
※労働組合員総数は単一労働組合ベース、パートタイム労働者の労働組合員数は単位労働組合ベース。

このようにパートタイムの労働組合員数の増加がみられるなかで、現在、労働組合はパートタイムを中心とする非正規労働者のために、どのような活動をしているのだろうか。昨年6月に厚生労働省が公表した「平成22年労働組合活動実態調査結果」からは、労働組合への加入状況と非正規労働者に関する取り組み状況が明らかになっている(2)。

まず労働組合への加入状況をみると、パートタイム労働者では、パートタイム労働者のいる事業所の労働組合のうち「組合加入資格があり、組合員がいる」は24.3%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」は7.0%、「組合加入資格がない」が68.7%となっている。同様に、フルタイムの非正規労働者では、フルタイムの非正規労働者がいる事業所の労働組合のうち「組合加入資格があり、組合員がいる」は26.0%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」は7.1%、「組合加入資格がない」は66.9%である。一方、派遣労働者では、派遣労働者がいる事業所の労働組合のうち「組合加入資格があり、組合員がいる」は1.9%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」は5.1%、「組合加入資格がない」が93.0%となっていて、パートタイム労働者やフルタイムの非正規労働者と比べ、「組合加入資格がない」が多く、「組合加入資格があり、組合員がいる」はわずかであるのが目を引く。

労働組合の非正規労働者に関する取り組み状況については、事業所にパートタイム労働者がいる労働組合

で、同労働者に関していずれかの取り組みをしているとした労働組合割合は47.1%となり、前回平成17年調査の25.5%を大きく上回った。また、事業所にフルタイムの非正規労働者がいる労働組合で、同労働者に関していずれかの取り組みをしているとした労働組合割合は50.3%であった(前回調査ではフルタイムの非正規労働者について調査していない)。このように、パートタイム労働者およびフルタイムの非正規労働者については、およそ半数の労働組合が何らかの取り組みを行っているという結果であった。これに対し、派遣労働者に関していずれかの取り組みをしているとした労働組合割合は、23.9%と半分程度にとどまっている。ただし、前回調査の14.9%と比べれば高い割合である。

平成22年調査では、新たな調査項目として、非正規労働者の組織化を進めていくうえでの問題点を聞いている(複数回答)。事業所にパートタイム労働者がいる労働組合では、同労働者組織化の問題点として「組合への関心が薄い」60.7%、「組合費の設定・徴収が困難」49.3%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」42.4%などをあげている。同様にフルタイムの非正規労働者については、問題点として「組合への関心が薄い」54.5%、「組合費の設定・徴収が困難」43.9%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」39.4%などがあがっている。派遣労働者について問題点として最も多くあげられたのは「組合費の設定・徴収が困難」で53.7%、次いで「組合への関心が薄い」49.3%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」41.2%などとなっている。

(調査・解析部主任調査員 吉田和央)

- (1) 「単一労働組合」の労働組合員数。これに対し、次に紹介している労働組合員のうちのパートタイム労働者数をはじめ、産業、企業規模、労働組合員の種類などの別にデータをみる場合は「単位労働組合」の数字が用いられる。なお、パートタイム労働者は、「短時間勤務の正規労働者以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者、および事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者」である。
- (2) 調査は5年に一度実施されている。民営事業所における労働組合員数規模100人以上の単位労働組合(下部組織がない労働組合)のうちから一定の方法により抽出した労働組合を対象としている。調査対象数は3544組合で、うち有効回答数は2479。なお、パートタイム労働者は「一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短いか、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者」、フルタイムの非正規労働者は「パートタイム労働者を除く非正規労働者」(ただし派遣労働者を除く)である。